

平成24年 1 月23日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午後 1 時59分

○散会時刻 午後 3 時57分

○場所 全員協議会室

○出席委員 (10人)

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員 (0 人)

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

小島伸夫 庶務係長

高橋慎一 議事係長

佐野竜也 議事係主査

○案件

第 5 回における合意事項……………	1
検討・協議事項……………	1
(1)議会日程等の事前決定及び公表について……………	1
(2)請願・陳情者の提出説明について……………	25
その他……………	39

午後 1 時 59 分 開議

○川畑副座長

皆さん、こんにちは。ただいまから第 6 回調布市議会改革検討代表者会議を開催させていただきます。

初めに、伊藤座長からごあいさつをいただきます。座長、お願いします。

○伊藤座長

改めまして、皆様、こんにちは。暦の上では大寒を過ぎて大変寒い日が続いておりますが、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。きょうはもう第 6 回という回数を重ねてきておりますけれども、徐々に徐々に皆様方の意見の交換、もしくは私どもで受けとめているそれぞれの御提案の内容、そうしたものがなお一層これから明確になってくるのではないかなということを予想しております。

中でも、また皆様方に改めてお願いいたしたいと思っておりますことは、議会改革の検討、協議をこれからも進めるに当たりまして、それぞれの提案の説明、またはその説明に対しましての御議論をいただき、そして私どもが受けとめる内容を正・副座長案として今後お出しさせていただきたい、このことに尽きるわけであります。

しかし、一つ一つの内容に時間をかけておりますと、あと 1 年半の中で大きく取りまとめをし、そして我が市議会が一步前進し、その改革というものが市民の皆さんの中に開かれた議会として受けとめていただく、このことを前提といたしますと、ぜひ皆様方の御議論も、そうした観点からひとつよろしくお願ひしたいということでございます。

私から冒頭に当たりましては以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○川畑副座長

ありがとうございました。それでは、日程に従いまして協議してまいります。

なお、進行につきましては、皆様方の御協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、最初に日程の 1、前回第 5 回代表者会議におきまして合意されました事項について確認するため、その内容を合意資料 2 として配付させていただきましたので、御確認のほどをお願ひ申し上げます。

内容は、前回第 5 回代表者会議で、伊藤座長から追加して提案がありました本会議場の車いす対応について、車いす介助者も議場内に入場を可とするものであります。御了承のほどお願ひ申し上げます。

それでは、日程の 2、本日の検討・協議事項の (1) 議会日程等の事前決定及び公表についてを議題といたします。このテーマは、前回の会議の中で議論されましたが、途中で終わっております。検討する資料といたしまして、本日、資料 17 を用意いたしました。この

17の内容につきまして、伊藤座長から説明していただきたいと思います。座長、お願いいたします。

○伊藤座長

皆様方のお手元に資料17を配付させていただいております。前回、この件につきましては皆様の提案の理由の説明、もしくはそれに対する意見交換をさせていただいているところでもありますけれども、その中で私のほうから、きょうはこの資料をお示しさせていただき、今後の協議の中身を絞っていききたいと、こんなふうにも考えているところでございます。

議会日程の事前決定と公表についてでありますけれども、これまでも各定例会の前に開催されます議会運営委員会で決定された会期日程について、速やかにホームページで公表してきたところでございます。今回の提案説明を聞いておりました、これまでの公表内容に加え、新たに会期中の本会議開会時間の原則、時間を決定すること。これは招集日の初日から本会議予定開会時間を例えば午前9時10分からと原則時間を決めておく。速やかな公開が可能となるところであります。本会議の開会予定時間が事前に決まりますと、一般質問の開会時間も当然同じ時間の開会となるものであります。

次には、常任委員会開会時間の原則、時間の決定をすること。このことにつきましては、今まで一般質問終了日に委員長会議を招集させていただき、各常任委員会の開会時間を決めていましたが、この予定開会時間を例えば午前10時からと原則時間を決めておくと速やかな公開が可能となるところであります。予定時間以外に委員会を開催する場合のみに委員長会議を開催し協議する、このことは今までと変わりはなく思っているところです。

次に、現地調査等を要する場合の委員会の事前調査につきましては、委員会によっては現地調査等もあることから、委員会審査に入る前日の休会日に現地調査をすることも考えられるところであります。その現地調査の手続、委員会を例えば前日もしくは休会日にお願ひする場合の手順につきましては、後ほどまた説明させていただければと思っています。

一般質問の日程の事前決定、公表。このことにつきましても、あらかじめ質問議員の質問日の割り振り等の決定をさせていただければ、事前に公表が可能となるところであります。この場合もそれぞれ質問者の時間を勘案しながら、全体の日程は議運の中で決めていき、それを公表するということになろうかと思っていますので、前回のときに皆さんで意見をそれぞれ交わしていただいた中身が、今、私がまとめてそれぞれお話しさせていただいたものではないかと理解しているところであります。

全体一くくりでこれを議論していただくと、それぞれの案件によっては進捗の状況にそれぞれ差があるのかな、こんな思いもしていますので、できるならば、今、私が願ひす

ることが可能であれば、こういう形での議論をしていただきたいと思います。

まずは、これを分解させていただいて、それぞれ会期中の本会議時間の原則決定を御議論いただく。次に、常任委員会の開会時間の原則決定を御議論いただく。もう1つは、先ほど申し上げましたけれども、現地調査等についての今後の取り扱い。もう1つは、一般質問の事前決定、公表。このように4つの区切りで1つずつ御議論をいただければ、大変前向きな提案がこれからできるのかなと思っておりまして、まずはこのことが一くくりでなくて4つに分割してよろしいかどうか、このことを皆さんにまずお聞きしたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。ただいま、座長から説明がありました。

この議題につきまして4つに分けて議論していただきたいという、まずは議論の方法でございますが、この方法について皆様からの御意見、あるいは御了承であれば、その旨のことをおっしゃっていただきたいと思いますが、挙手にてお願いいたします。はい、井上委員。

○井上委員

3番目のところをちょっと聞き逃しちゃったので、もう一度御説明いただいてもよろしいですか。済みません。

○川畑副座長

伊藤座長。

○伊藤座長

現地調査を要する場合、これは建設委員会が今、現地調査を必ずと言っていいほど道路議案においてありますけれども、これは建設委員会に限らず、それぞれの所管で調査をするということは当然発生する可能性があるわけでありまして、ですから、委員会は建設委員会とは限りません。その中で、委員会によって現地調査等もあることから、委員会審査に入る前日の委員会に臨むに当たっての準備日、すなわち休会日に現地調査をすることも考えられるのではないかということでもあります。

以上です。

○井上委員

ありがとうございます。

○川畑副座長

まず1つとして、会期中の本会議開会時間の原則予定時間を決定することが1つ、常任

委員会開会時間の原則予定時間を決定することが2つ目、現地調査等を要する場合に委員会の事前調査についての取り扱いの件が3つ目、一般質問日程の事前決定、公表についてが4つ目と、この大きく4つに分けて議論していったほうがいいのではないかとということでございます。皆さん、御意見がなければこのまま進めさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、この4つに分けて皆さんの御意見を賜りたいと思います。座長、お願いします。

○伊藤座長

ありがとうございます。それでは、このテーマにつきまして4分割させていただきましたので、改めてまず1つ目、会期中の本会議開会時間の原則時間を決定しておくということでもありますけれども、今、皆さんのお手元に資料17を配った裏面をお目通しいただきたいと思いますが、こちらに今の現行の考え方、そして変更後の考え方（案）をお示ししてございます。これにのっとして説明させていただきますが、変更前というか今現行のものは、一般質問の最終日にそれぞれ委員長さんにお集まりいただいて、委員長会議という、この中で……（「これは委員会のお話でしょう」と呼ぶ者あり）。そうかそうか、本会議ね。

ごめんなさい。それでは、本会議の時間原則決定ということ。これは今、大須賀議会運営委員会委員長のもとで議会運営委員会の皆さんにお諮りし、原則ほぼ9時10分の開会がなされているというふうにも考えているところでありまして、このことについて、まず原則時間を定め、公表するということの提案でありますけれども、いかがでしょうかね。

○川畑副座長

この1番目、原則、本会議の開会時間を決めておくということについて、皆さんからの御意見、御議論がございましたら承ります。挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

現状、ここ何年か9時15分ないし10分開会ということがおおむね定着してきている現状にあると思いますので、私はあらかじめ決定しておいて公表するのは大いに賛成だというふうに思っていますが、ただ、前回の第5回の傍聴者アンケートの中に事前決定公表という項目があって、2日前でいいのかという傍聴者の意見ですよ——があると思うんですが、この辺についての検討というか配慮というか、ちょっとどういふものでしょうかというふうに思っています。

このアンケートの意見では、2日前の公表なら十分という感覚というちょっときつい言

い方をしていますけども、午前の定時に開始しないことなど云々かんぬんというふうに述べられています。午前の定時に開始しないというのは、この後で確認されれば、9時15分なら9時15分で定時開会ということが定着されていくと思いますけれども、公表時期の問題を、もちろん私は前回のときも言いましたけれども、例えば休会中の委員会開会ができるのかといった法務的な部分もありますから、慎重な議論が必要だと思いますけれども、このアンケートの内容についてどうしたものかということです。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

今、雨宮委員さんからの御提案、あるいは御意見であります。皆さんの御意見をまずしていただければと思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○川畑副座長

ほかに御意見はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

では、座長、お願いします。

○伊藤座長

今の御意見の根本的なところは、やはり最終的な一番手前、開会の直近の議運の中で、この1番目に限らず、そのほかのことも関係、関連してくるんですけれども、公表が可能かどうかということになってくると思うんですね。ですから、やはり議運の中で方向性を定め、議運のメンバーで今議会に当たるそれぞれの考え方、また決め方、決め事を了解した後で公表していくということがまず基本的にあるんじゃないかなと、こんなふうに思っておりますが、議運の委員長さん、もし御意見があればお願いしたいと思いますが。

○川畑副座長

大須賀議運委員長。

○大須賀議会運営委員長

慣例的に本会議の2日前に議会運営委員会を開いて、そこで会期日程を決めています。私はこれで今適正だというふうに思っています。ただ、市民の方の中には、2日じゃだめよ、3日前、4日前という方もいるでしょうし、1週間前という方もいるし、いろんな意見はあると思います。私は今の2日前でいいと思います。

ただ、その前の議会で、次の会期日程の初日の開催日が決まるわけですから、本会議の2日前の議会運営委員会で正式には決定されますけども、当然推測されるところでは、初

日は9時10分なら9時10分、9時15分なら9時15分、その時間に開会されるというふうなことは成り立つと思いますから、私は今のやり方でいいと思います。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。この1番目の会期中の本会議時間の原則時間を決定することについての皆さんの御意見、ほかにございませんか。はい、大河委員。

○大河委員

私は他市の事例を聞いてみますと、やはり最近もう決定して、例えば議会も9月1日よりというふうなずっと決めてしまって、それを原則で決めているというのも聞いておりますので、そういう面からすれば、できることであれば、議会の開議時間は原則何時にするということを申し合わせ等で決めて、そして何かあるときには、それを早目に変更があればするというふうなやり方もあるのではないかなというふうに思います。

そうしないと、やっぱり定例的に見たりというのもありますし、私たち自身も手続論は大事ではありますが、通年議会を目指しているところもあるわけですが、できるだけ決まった予定で組んでいくというのはこれからの流れではないかなというふうに思っております。

○川畑副座長

ありがとうございました。御了承いただくという御意見だったと思います。皆さんの御意見がなければ……ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

いろいろな意見が出ることで活性化すると思いますので、ちょっと私も発言したいと思います。

今、大河さんがおっしゃられたように、よその議会では1年を通して4回の議会の日程が決まっているというところもあるというのを私も知ってびっくりしたんですが、それはやはり予算とか決算の特別委員会がまた別に開かれるということで、今の調布市のやり方ではちょっと違うのかなと思いますし、議会が通年議会になっていくということも、今、議会の過渡期としてありますし、また、おいおい議会の開かれ方ということも議論していく大事なところだと思います。

でも、今の議会改革のときの提案では、通年議会だとか、または1年間で議会を決めるというような案はどの会派からも現在は出ていない……（「ほかで出しているんじゃないかっけ？」と呼ぶ者あり）。出ました？ ということは、この後に出るということですね。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員、済みません、今1つのことについて進めていますので、本会議の開会時間の原則決定というテーマについて御意見ください。

○ドゥマンジュ委員

なので、議会の開かれ方というのは、これからもまた検討されていくということだと思いますので、今現在ここで出てきている本会議の9時10分というのは、今までも9時10分から始めてきて、市民の皆さんもその時間には必ず本会議が始まるという見通しを持って来られるということだと思いますので、私はこの案に賛成したいと思います。

○川畑副座長

ありがとうございました。御了承ということで。

皆さんの御意見はこれでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、1、会期中の本会議時間の原則時間を決定するということにつきましては、皆様が御了承いただいたということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、確認させていただきました。

それでは、2つ目、常任委員会開会時間の原則予定時間を決定すること。常任委員会の時間についてを御議論いただきたいと思います。皆さん、挙手にてお願いいたします。井上委員。

○井上委員

これが恐らく資料17の裏面のところの内容になってくるのかなというふうに考えるんですけども、基本的に常任委員会前の休会というんですか、資料17の⑤のところ、この休会のところで現地調査を実施するという御提案いただいているわけでありまして、この点で議論させていただいていいんですよ。

○川畑副座長

いや、済みません。常任委員会の時間決定でございまして、現地調査に関する要項につきましては3番目に入っております。

○井上委員

要は、それがリンクしてくる内容なんでちょっと申し上げているんですけども、結局、常任委員会の時間の原則決定という部分と、建設委員会に限らずに仮に現地調査があった

場合にはどういう形になるのかというところが、多分2番、3番がリンクしてくるんでちょっと発言をしているんですけども、もし3番のところということであれば、そこで発言しますけれども。

○川畑副座長

とりあえず、常任委員会の原則時間の決定だけを先に決めさせてください。その後に現地調査に要する時間は、そこにリンクしてくる部分として休会を充てるかどうかという議論に入ってくるものと考えさせていただきたいと思います。

○井上委員

そうしましたら、基本的に常任委員会は4つあって、現時点では建設委員会が現地調査というのが非常に多いわけですが、4つの常任委員会でそれぞれ、例えば審査するものとか内容によって時間が多少ずれるというところもあるんだろうなという理解があります。現時点でこちらで常任委員会のみで時間決定ということで、事前に決定するのは別にいいと思うんですけども、何日前とか、どの常任委員会なのかという部分を含めてもうちよっと議論していく必要があるのではないかというふうに考えます。

例えば、3番にかかわってくるんで、現地調査の点について休会日に実施するということをやめるのかやらないのかということも含めて常任委員会の時間決定というのが議論せざるを得ない内容になると思いますので、私としては4つの常任委員会、現時点ではちょっと難しいのかなという理解をしています。

以上です。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

御懸念のところはおっしゃるとおりだというふうに思うんですね。ただ、ここで1つ、先ほども申し上げましたけれども、予定時間以外が想定された場合には委員長会議を開催し協議していただくということを原則としても当然考えております。したがって、例えばの例でありますけれども、建設委員会において道路議案の現調が今回は2件だった、もしくは今回6件あったといった議案の数にもこれは関係してくるというふうに思っています。

したがって、議案が送付されたときに、それぞれ正・副委員長さんの感覚、これは恐らくこのくらいでできるだろうと。もしくは、担当部課と協議をしながら、このくらいの時間でどうだというような事前の――当然今までも部長さん、もしくはその担当課長さんに正・副委員長さんからのお尋ねをしているというふうに私は思っていますので、そういう中で考えますと、例えば2件、1件の場合には、事前の10時なら10時、このことで特に決

定しておいても影響はさほどないかなと。

むしろ件が多い場合に、建設委員会のほうからの申し出をいただいて委員長会議をお願いしたい。ついては、議案の関係で9時半にしたいとかいうようなことも1つの方法かもしれない。しかし、その後に、先ほどのお話のように、じゃ、現調をいつやるのという議論ももう1つあるじゃないかということでもありますので、少し範囲を広げるのであれば、そこまで広げるということ。先ほど4つに分けてよろしいかということでお尋ねして、皆さんに了承をいただいたものですから、そういう御提案をしておりますが、2、3を一緒にしてくださいよということであれば、それはそれとして皆さんの御理解をいただければ、その方法もやぶさかではないと思っています。

ただ、現状では10時という原則が可能かどうか、まずこのことを基本的に御議論いただいたほうがよろしいかなと、こんなふうにも思っていますが、いかがでしょうか。

○川畑副座長

はい、雨宮委員。

○雨宮委員

文字どおりセット論だと思うんですが、現在のいわゆる休会中の現地調査をこの変更案にあるように、行政視察と同じ扱いにして、ですから議長命令とかあれになりますよね。扱いとしては議会の議決か。それで……（「そこでちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

雨宮さんの意見をちょっと今確認だけしておきたいんですが、先ほど議長から現調をせよという、かたく言えば命令を出す。そして、その委員会の中でそれを受けて現調に出るということでしたような話ですね。逆なんですよ。委員会からこういう調査をしたいので、よろしく了解願いたい。私はそれを許可する立場ということでもありますので、そこをまず原則、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○雨宮委員

それを受けて。今の座長の説明は全くそのとおりだと思うし、私もそういう思いはあるんです。それで言いたかったのは、10時原則決定でいいと私も思うんですね。だから、行政視察と同じ扱いと言ったのはそういう意味なんですよ。

休会じゃなくて委員会を休憩にすると、やっぱり議事進行がちょっとぐちゃぐちゃになる側面があるのかなと。9時半にするのか10時にするのか。4委員会とも原則10時で決め

ておけば、現調は別の日にやるわけだから、そこでのぶつかり合いはなくなるんじゃないかと思うんですよ。

現に、現在でもある定例会の委員会によっては議案が全然なくて、報告だけのケースもこれまでにありましたよね。だから、内容的にはもちろんいろいろ起こり得るわけだから、原則的に10時なら10時開会ということで定めておいていいんじゃないかなというふうに思います。

○伊藤座長

もう1点だけ。一番の長老議員でありますから確認だけしておきたいんですが、原則、今の建設委員会は休会にする日というのは別の日じゃないんですよ。初日なんですね。ですから、その辺だけちょっと……。我々はわかっているけども、傍聴者の方がわからないと困るので、ひとつその辺だけ正確にお願いしたいと思います。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。はい、林委員。

○林委員

まず、原則10時でよろしいかどうかということについては、原則10時で今までも事実上そういう形になっているわけですから、よろしいのかなとは思っておりますが、ちょっと確認しておきたいのは、先ほど雨宮委員のほうから、現調が行政視察扱い云々というふうにお話がありましたけども、常任委員会の扱いは地方自治法上の法定委員会ですよ。地方自治法の中で、常任委員会は地方公共団体の事務の調査云々というのがたしか書いてあったと思うんですよ。現調というのは、私はその扱いだという理解だったんですけども、地方自治法上、もし仮に今、雨宮委員がおっしゃったような形になったとすると、それは果たしてどういう扱いになるんですか。これはどこに聞けばいいんだろう。雨宮委員？

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

もともとそういう話の発端は、私が前回したんですよ。要するに、委員会を一たん開会して、そして休憩にして現調に行くという、これが従来の手続ですよ。多分、林さんが言われたこともその枠組みの中になっていると思うんです。

私がこの前のときに言った問題意識というのは、あのときは議運だったんだけど、まさに法務的に見て、そもそも休会中の委員会開催ができるのかという疑問をたしか提出していたと思うんですよ。

それに対するいろいろなやりとりの中で、たしか議運の委員長が発言されたと思うんだ

が、厳密に言うとそういうことかもしれないけど、2日前、あるいは開会前の委員会でもいいんじゃないかというふうなことがあってこれが出てきたもので、そういうことなのかというふうに私は受けとめていたんですけどね。

○林委員

法定委員会である常任委員会の権限というものは、私は尊重すべきだなというふうに思っているんですね。ですから、ちょっと戻りますけど、原則10時でいいというふうに申し上げたんですけども、資料17の裏に変更の後の案がありますけども、言葉については、もし仮に10時原則とするのであれば、もう少し慎重に書いていただきたい。その委員長会議は開催しないというふうに断言せずに、委員長会議も開催できるような形の文言に整理しておいていただきたい。あくまで地方自治法上の常任委員会の権限というものをしっかりと踏まえた上で対応していただければなというふうに思っております。

以上です。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、この表現ですが、開会の時間のところで委員長会議は開催しないということが決められているというような受け取りをさせていただきますので、先ほど私が申し上げたのは、予定時間以外に委員会を開催する場合のみ委員長会議を開催するということです。これをここに表記をするということによって今の部分は解決ができるというようなことでしょうかね。

○川畑副座長

林委員、よろしいでしょうか。

○林委員

はい、結構でございます。

○川畑副座長

ほかにございませんか。はい、大須賀議運委員長。

○大須賀議会運営委員長

今のやりとりでも理解できないことはないんですが、私は委員長会議は会期ごとに開催したほうがいいと思っています。というのは、林委員のお話にもありましたけれども、やっぱり常任委員会というのは重いですよ。とても大きい。なおかつ、だからこそ委員長の開催権限も大きいと思うんですね。もちろん原則10時決定というのはそれはそれでいいんですけども、それであってもあえてというか、委員長会議は必ずやると。そこで正式決

定をするという手続がとても大事だというふうに思っています。

今のところ、現調には余り踏み込みませんが、これからいろんな委員会で現調がふえてくる可能性は大きいと思うんですね。実際にいろんなやりとりを聞いてみると、委員会の審査の中で、行政側の資料が不足している、写真も欲しいというのはよくありますよね。文書だけではわかりにくいから、絵、もしくはイラスト、もしくは写真が欲しいという要求がかなりの委員会で多いと思うんです。場合によっては、だったらば現調もしようという話の流れになってくると私は思うんですね。そうすると、現在ほとんど建設委員会が現調していますけども、それ以外の常任委員会も現調してくる可能性は大いにふえてくると私は思います。

となってくると、現調の時間も調整が必要になってきますよね。バスが基本的にはマイクロバス1台しかありませんから。そうなってくると、現調の時間の調整も必要だという可能性が大きいと私は思っていますので、だからこそ、そういった意味も含めて委員長会議はやると。

では、どこでやるのかという話になりますけども、これはどちらかしかないと思います。今やっている委員長会議は前倒して、本会議開会日の2日前の議会運営委員会終了後か、もしくは正式に議会の会期が始まってからという理論も1つはあるでしょうから、そうすると議会の開会日初日、本会議が終了した後、委員長会議を行うと。このどちらかになると思います。私はどちらでもと思いますけども、あとは解釈上、どちらがふさわしいかという議論はあるかと思えます。

ただ、私の意見は、委員長会議は必ずやると。原則10時であってもやるというふうにしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。原則10時はオーケーだが、委員長会議は原則開催するという大須賀委員さんからの御意見でございました。

ほかにございませんか。井上委員。

○井上委員

今、大須賀委員のほうからも御提案があったんですけども、基本的に議会招集2日前の議運がまず開かれ、そこで議会運営については決定されると。初日で議会が開会し、そこで議案がすべて付託されると。付託がされた後に委員長会議が開催されるという形であれば、付託された後での各委員長が集っての委員長会議になるだろうということであれば、解釈的にも大須賀委員の案が妥当だろうと私自身も思います。

そこで、委員長会議が付託後に開催されるということが前提のもとで各常任委員会の原則時間決定というんですか、10時なら10時ということで決定しておいて、委員長会議で、例えば建設委員会の道路関係議案が多ければ、じゃ、9時半でお願いしますということにもなるでしょうから、そういう手続の流れを受けるとということが前提として10時という定刻、常任委員会の開会時間決定というのは了承していきたいというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。はい、座長。

○伊藤座長

井上委員さん、今の中で付託後の委員長会議ということでしたよね。そうしますと、前段でやってお願いしたところの部分でお話をさせていただきましたが、開会2日前の議運で方向性をある程度すべて示していただくと、ネット上に表記ができるということに関連してくるんですけども、そうすると、今の付託後の方向性を定めるというのを基本として考えると少し違ってくるのかなと。

ですから、あくまでも表記は開会2日前の議運で、皆さんで了承された後にアップをしていくということはまず基本的に構いませんよね。それを確認しておかないと困りますので。

○井上委員

基本的に10時をまず前提としてということで、それは各委員会ごとに10時ということで、それはよろしいというふうに思います。

その前提としての委員長会議の開催というのが、どこかでやっぱり担保される必要があると。だから、それが前提だということで申し上げたんですけども、基本的に各常任委員会が10時ということで原則開会がされているということですから、それはそれで10時だろうというふうに多分公開がされるんだと思うんです。要は議案が付託されてから、特に建設委員会が道路関係の現地調査が多いですから、開会してそこで時間の修正というのが委員長会議で決められればよろしいのではないかと。

これのメリットというのは、一般質問の終了後というんですか、一般質問最終日の委員長会議から2日後に委員会が開かれるわけですけども、現状でいくと、要は委員会開催の2日前にしか委員会の開会時間が決められていなかったと。ただ、これが当然一般質問の人数とか各議会ごとの状況、代表質問が入ったりとかということもあるでしょうから、それによって違うかもしれないですけども、基本的に2日前に決まっていた、そしてアップされていたものが、1週間ぐらい前にはより期間はとれるんじゃないかということも

メリットとして出てきますし、さらに、要は付託され、法定の常任委員会の委員長会議がしっかりと行われた後ということの理解に立つことができるんじゃないかということでもあります。

以上です。

○川畑副座長

座長、よろしいですか。

○伊藤座長

はい。

○川畑副座長

ほかに御意見。大河委員。

○大河委員

私もネット上の表記という話で出ておりますので、そのことについては情報として、やはり来る市民の方もまだインターネットの中継はなくて、本文のが1カ月おくれぐらいに出ることを考えると、委員会を傍聴したい、日程を決めるという意味では、できるだけ早く表記できるようになるということですので、今言ったような考え方でいいと思います。

ただ、ちょっと確認なんですけど、これは雨宮委員さんに聞きたいんですけど、これ、3番のことになるから、ただ確認だけですけれども、休会中の調査はよしという発言をされたんですかね。セットして先ほどお話しされたんですか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

だから、従来は休会中じゃなくて、委員会を休憩にして現調というスタイルでしょう。だから、委員会の前日に調査をというさっきの座長提案から見ると、それは扱いとしては、ここに書いてあるように視察と同じような扱いということだけ。だから、むしろ聞きたかったのは、委員会が開かれていないときにそういう現調や何かができるのかというのを法務的に聞いておきたいなというふうに、むしろ私のほうがね。

○伊藤座長

次の議論でそれに入りましょう。

○大河委員

はい。じゃ、いいです。

○川畑副座長

ほかにございませんか。高橋委員。

○高橋委員

基本的には、今、座長提案がありました委員会の定刻開催というのにはぜひ推進していきたいというふうに考えておりますので、それは賛成でございます。基本的に、やはり市民の皆さんになるべく議会に接していただく、そういう機会を数多く提供するという趣旨に、どうしてもそこは外したくないという考え方が私にはありますので、少なくとも地方の幾つかの議会もそういった形で開催されているところも多いというような情報も得ておりますし、我々が趣旨としてより開かれたということを考える以上、定刻での開催を少なくとも原則としては設定しておくということをぜひ進めていただきたいというふうに思います。

先ほど冒頭、お話に出ているような議論をされているような現調云々に関しましては、次の事項になりますので触れませんが、基本的には原則という形で設定しておけば、特段の何らかの障害が生じた場合には、そこをその常任委員会のみ変更という形であったとしても、市民の理解を十分得られるというふうに思いますので、基本的に賛成です。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。この2番目のテーマ、常任委員会については大体皆さん出たようですので、座長、お願いします。

○伊藤座長

それでは、この件について最終的なまとめということになりますが、基本的には午前10時に原則時間を定めておく。しかし、委員長会議は必ず行う。この行う時期については付託後直ちにその日のうちに行うということに、皆さんの御意見を聞いていると定まっていくなのではないかと思います。いかがでしょうか。

○川畑副座長

今、座長から提案がございました。この件について御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、2番に関しましては、座長からの提案のとおり了承をお願いいたします。

それでは、3つ目に入らせていただきます。現地調査等を要する場合の委員会の事前調査についての取り扱いでございます。

さきに皆さんから少し意見が出ておりますが、現地調査について、前回からこの議論については出ております。皆様からの御意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。井上委員。

○井上委員

今、2番目の常任委員会の事前公表、予定を10時ということ——時間まで出ていましたかね。時間を決め、かつ本会議初日に委員長会議を行い、そこで最終的に決定すると。付託後に決定するというごさぎましたので、その中で考えますと、現地調査についても委員会を開き、例えば建設委員会の現地調査の場合は、委員会を開き、休憩をし、現地に行くわけでありませけれども、委員長会議の中で、例えば9時半なら9時半ということが決定がなされるということになれば、委員会開催中に現地調査に行くという現状と変わらない形で対応ができるのではないかというふうに思いますので、2番の今決定されたこととセットで、3番の現地調査については現状のままということによろしいのかなというふうに私は思っております。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございます。ほかに御意見はございませか。雨宮委員。

○雨宮委員

私も意見が右に行ったり左に行ったりするんだけど、最初に問題提起したときは、要するに建設委員会に限らず4つの常任委員会でと一般論として言ったと思うんです。ところが、きょうの最初の段階では休会中という話にもなったりするんだけど、やっぱり委員会の審査を通じて必要性が生ずるということは当然あり得ることなわけで、そこに対応できるためには一たん休憩にして、現調なら現調をやるというふうにしたほうが望ましいかなということで、したがって、現状どおりでいいと思います。

○川畑副座長

ほかにございませか。大河委員。

○大河委員

常任委員会の権限として調査権というのがありますし、議案として道路議案が出てくるわけですから、それが調査を必ず伴って、しかもこれ、個々にやっていくという話でもありませんので、やはり議案を委員会が開いた中で休憩にしてやっていくという、それは今までと同様にやっていくということで。ただ、インターネット上の問題という話であれば、そういう特性がほかにも今後は生じるかもしれないけど、少なくとも建設委員会で、今まで道路議案が全くなかった例はませないのではないかと。必ず現調を伴ったものが出てくるわけですので、そういう特徴があるということを理解いただくような記述がもし可能であれば、そういったことを書いたらよろしいのではないかというふうに思います。

○川畑副座長

ありがとうございます。ほかに御意見はございませか。はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

ほかの議会でも、調査といってもただ現地を見るということだけじゃなくて、これからいろいろ議会改革も進んでいけば、現地の方々の、市民の方の声を聞くということも調査として入ってくることもあると思うんですね。そうになると、すべての議会でまたそういう機会も出てくるとおられますので、やはりその委員会の中での議員のいろいろな審査が深まる中で、これは現地に調査に行ったほうが良いというような話し合いがあって現地に行くというような形をとったほうが良いと思いますので、委員会が開かれてからの休憩にしての現地調査という形が良いと思います。

ただ、これからまだお話が出てくるのかもしれないですが、建設委員会でたくさんの現地調査が入ったときに、9時半だけでは間に合わない、もしかしたら前日にやらなければいけないというところを――先ほど、井上さんのお話でちょっとわからなかったんですが、それは委員会が開かれたということで、前日の調査も委員会の休憩という扱いにするということだったのでしょうか。ちょっとその点をお聞かせください。

○川畑副座長

井上委員。

○井上委員

基本的に、今までどおりということでお話しさせていただきました。

以上です。

○ドゥマンジュ委員

わかりました。今までどおりということでの発言でしたね。

○川畑副座長

ありがとうございます。小林委員。

○小林委員

お聞きしたいんですけど、この対照表は、休会日に実施するというふうな議長提案というふうに理解してよろしいのでしょうか。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

皆さんの議論の材料として投げかけたいがために、こうした対照表をつくらせていただいたと。そして、先ほど最初にお話ししましたが、この件は幾つかのブロックに分けないとまとまりがつかないだろうということから4つの仕切りにさせていただいて、皆さんで1つずつ議論していただいたほうが良いだろう、この材料としてこれを出したということ

でございますので、忌憚のない御意見をいただきたいと思いを。

○小林委員

それであれば、私どもは現調は現行どおりでよろしいのではないかというふうに考えているところです。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

では、このテーマにつきましては、皆さんからの御意見は大分出たようです。座長、いかがでしょうか。

○伊藤座長

それでは、こちらの変更案というものは、これはこれとして皆様の御意見を聞いていますと、現調については現行どおりでいいのではないかということで、当然建設委員会のみならず、これからほかの委員会、もしくは特別委員会もそうですが——特別委員会は違うか、現地調査がふえてくるということにつながってくると思いますので、ぜひその辺の配慮はそれぞれの委員長さんによろしくお願いしたいということございまして、このことについては、現状のとおり進めていくということではいかがでしょうか。

○川畑副座長

皆さん、今のはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、このテーマの4つ目になります一般質問日程の事前決定及び公表についてを議題といたします。この件につきまして、皆さんからの御意見がございましたらお伺いいたします。座長。

○伊藤座長

また一般質問日程の事前決定の公表ということでありまして、このことにつきましても、それぞれ一般質問の受け付けをすべて済ませた段階、それからその後に行われる議会運営委員会で中身は確定する。このときにそれぞれ一般質問の日程も判明するわけでありまして、その日程を公表していくという段取りをつけたらいかがかなと、こんな思いがしております。

そして、これは人数によってそれぞれ変わるだろうという御意見も多分出るだろうとい

うふうに想定しながらのお話であります。先ほどの時間と同じく、1日6人というものを原則とし、その期間については議運までの段階で日程が定まってきます。ですから、その中で、最終日で調整するとかいうようなことはありますが、例えば6、6、7となる場合もあるかもしれない。そして、6にする原理的な理由ですけれども、1人1時間というものは担保されているということを考えますと、仮に30分、40分で一般質問をすべて終わりになる方もおいでになりますが、基本的には1時間というものを想定し、1日6人というように形で割り振って行って、最終的な人数で調整するということになりますと事前に公表が可能ではないか。

ただ、スタート時間は9時10分、これは先ほど皆さん決定していただきましたので、それは定まりますけれども、その後、続いていく時間、例えば最初の方が30分で終わりましたと。そうすると、もう9時40分に次の方がスタートするわけですね。しかし、そこを次の方は10時だろうという議論にはならないということをおまづ御理解しておいていただきたいということなんです。

そんなことで、もし御理解いただければ、事前決定、公表につながっていくのではないかと思いますので、皆さんでひとつ議論していただければと思います。

以上です。

○川畑副座長

ただいま、議長のほうから議長提案がございました。このことにつきまして、皆さんの忌憚のない御意見をお伺いしたいと思います。4つ目のテーマでございます。雨宮委員。

○雨宮委員

確認ですけれども、例えば一般質問日が3日なら3日間、あらかじめ予告というか、公開する開会時間というのは、最初の1人目のスタート時間を表記するという理解でいいんですよね。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

最初、スタートの時間は表記ができます。その後は順番のみ表記していく。ただ、それぞれの皆さんのブログやインターネットを見ていますと、私は何日の何番目になりそうですというような表記がされていることが結構見受けられるんですね。それは基本的に議運を経ていない段階でそういう表記をされている方もおられますので、できるならばこういう形で、議会としても基本的にこういう定めでもって今回の一般質問は決まっておりますよという公表をしていく、このことをお願いしたいと思っておりますが、考え方としては以

上です。

○川畑副座長

ほかに御意見ございますでしょうか。はい、井上委員。

○井上委員

ちょっと確認なんですけれども、先ほど座長の御説明の中で6、6、7という、例えば全部で19人で、最終日に7人目を入れようということも当然出てくると思うんですけれども、難しいなと思うのが、じゃ、例えば6、6、8、要は全部で20人だった場合にどういう割り振りをするのかというところ。それは決めておかないと、1日6人ということだとなかなかあると思いますので、その考え方だけお聞かせください。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

改めてその辺も御提案したいと思っていましたが、原則6というものは御理解してもらいたいと思うんです。そして、20人の場合には6、7、7。ですから、最終日にすべてを調整するのではなくて、1日前、1日前という、ですから、ふえてくると7、7、7になるかもしれない。もしくは4日とるという中でいくと。ですから、最終日ですべてを調整するのではなくて、最終日は多くなりますけれども、なるべくその前日で調整することも1つの考え方としてありますから、それは皆さんの合意をいただく内容だと思うんですね。

○川畑副座長

では、大須賀委員。

○大須賀議会運営委員長

座長の補足説明というのも失礼な話なんですけど、恐らく座長と私は同じだと思うんですが、基本的には座長のほうから原則6人というお話がありましたよね。だから三六、十八、十八を超えた場合には、恐らく4日間という前提で調整するのかなと思うんですが、そういった意味を含めて事前に一般質問をやりますか、やりませんかという意向調整もあるかと思うんです。

ただ、そういう調整をした上でも、例えば18人と事前に聞いていたけども、実際にやりますよという方が20人になるかもしれないです。その場合には、18人と事前にある程度調整されていれば3日間という設定になりますから、それとプラス2が出ますよね。そのときには、恐らくどこかを7にしなければいけませんから、その辺は正・副議運の委員長と正・副議長と調整しながら多分人数を当てはめていく形になると思います。あくまでも原

則は6人ということですから、6人を超えないように一般質問の日程調整もされていくことというふうに思っています。

以上です。

○井上委員

それでは、確認なんですけど、原則6人を超えないという話だと、例えば19人だった場合には4日目を設定するという事なのか、その辺、だから原則という言葉なんでいろんな考え方があろうかと思うんですけども、例えば、じゃ、これ、議論になっちゃうのかな、20人だった場合に、6、7、7という話だと、もともと何のために原則6人にして、要は頭の時間を決めて順番に流していくのかという話だと、恐らく自分はどこで——自分はどうなのか、どの議員が大体どの日にどの順番でやるだろうということの公表ということにもつながっているんだろうと思うんです。

たまたま3日間つながっていればいいでしょうけども、土、日を挟んじゃったりすると、また全然展開も変わってくるのかなということもあると思いますので、考え方としては1日6人なら6人ということにさせていただいて、その後、例えば19だったり20だったりした場合には、4日目の検討をするということであれば理解できるんですけども、その辺はどういう調整が——これから議論をしながらということでもよろしいんでしょうかね。

○川畑副座長

今、井上委員からも出されました。大須賀委員さんからも御意見が出されました。ほかに皆さんからの御意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。大河委員。

○大河委員

意見というよりも、これまでの実績ですけども、今まで6もありましたけど、7も……いろいろありましたよね。そういう意味でいくと、6の根拠というか、それは1時間で割り振っていったときの終了。だから、逆に言えば7までだったら原則になるのか、どういうふうにとらえたらいいのかなと今聞いていてちょっと悩むんですけど、マックス何人までやった例があるんでしょうか。8だけ。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

私の記憶で、議運の委員長を仰せつかっていたときに8名が記憶にございまして、先ほどの御議論を聞いていまして、1つ皆さんで理解をしておいていただかなければいけないことは、今は一般質問は議長を除いてすべてができるのかな。そういう決め事ですよ。そうしますと、27名の方が権利を持っているわけですよ。そうすると、4日とか3日

とか、その日程で定まらない場合が当然出てきますが、基本的には今までの例を見ますと多くて20名前後、一般質問をされているんじゃないかならうかと思っています。

そうすると、6名、6名、6名で18名の場合にはそれでいいけれども、19名になったときに、その1名の者を最後の4日目に移して合理的かなということを見ると、その場合には3日目の一番最後をお願いをするとかという手順もあるのかな。

ただ、それ以外、2日目にもう1人というような前倒し前倒しまではみんな考えないよ、3日目以降で調整してくださいというような合意が得られれば、4日目も考えられるということになると思うんです。

ですから、その辺を1つ皆さんで理解をする、日程的にこれが一番合理的だろうというものも議論していただければ定まっていくんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうかね。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

私も、1日6人というのは計算上で割り出した数字としては妥当だと思うんですよ。午前中3人、午後3人ね。

1つだけ、傍聴している市民の側から見たときにどうなのかなという懸念があるのは、例えば午後3人枠組みが決まっていて、たまたま組み合わせによって1人30分か40分で終わっちゃうと、時間がかかり前に詰まるでしょう。そうすると、1時から始まると4時ちょっと過ぎぐらいの設計になっているんだけど、実態、やってみたら3時半ぐらいに終わっちゃったといったときに、こういう決め事だからそれでいいんだという話になるのか、そこはもう少し何とかならんのかという話になるのか、そこは私が気になっているところなんです。だから、自分としては、今のところはこうすべきだという論を持たないんだけどね。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

今の御意見ですけれども、おっしゃるとおりなんですけれども、質問なさる方は、質問の内容は皆さん御申告をいただくわけですが、時間までは申告していただいていません。したがって、議運の委員長さんもその辺でいつもお困りになるところなんです、この方はどのくらいのボリュームで質問されるんだろうか、終わってみなければわからないということも、当然権利ですからあるわけですね。しかし、それが30分で終わりましたよと。

これは結果でありまして、仮にその日は6人すべて終わらせて3時半で終わってしまったとあっても、事前に公表する以上は、日程をお知らせしているわけですから、仕方ないかなど。この辺は理解していただけるんじゃないかなと思いますね。

○川畑副座長

大須賀委員。

○大須賀委員

今の座長の意見に関連して私もちょうと申し上げたいんですが、まさしく雨宮委員の言ったところが毎回一般質問で議長と議運の委員長の一番悩みというか、大変なところなんですよ。

大体どのくらいかなと思っている、例えば50分ぐらいかなと思っていたら30分だったという方もおられる。それはそれでいいんです。それは議員側のいろんな権利ですから。ただ、今後、場合によっては3時半に終わると。ただ、市民の方の感覚も、私の推測ですけども、3時半に終わったからといってみんな遊んでいるわけじゃなくて、職員は職員で仕事に戻りますよね。議員は議員で次の質問者は用意するでしょうし、それ以外の議員はそれぞれの職責において何らかの調査をすると思うんですね。ですから、4時を過ぎたからちゃんと働いている、4時前だからちゃんと働いていないというのは、1日6人を原則とすることになったら、私はそれは気にしなくていいというふうに判断するべきだと思うし、そうじゃないと議運の委員長と議長は常に時計を見ながら、頭はそっちのほうにいて、なかなか難しいところですので、その辺は合理的にいける機会かなというふうに私は思っています。

以上です。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

原則6人という形で決定しておくだけで私はいいのかなと。基本的には議運があって、議長が最終的にそれを決めていくわけですから、その辺は裁量に任せておいて、原則6人としておくだけで私はいいと思うんですよ。状況に応じて人数を多少変えることも含みを持たせておくということでもいいのかなと思っていますけど。

○川畑副座長

ほかにございませんか。井上委員。

○井上委員

そうすると、今、林委員からも原則でということだったんですけども、これは例えば21

人だったら、3、7、21という話になるのかという、多分そこなんだと思うんですよ。原則6であれば6、6、6で、例えば19人になって、たった1人を4日目というところが、そのために4日にするんだったら6、6、7でいいじゃないかというところだったら理解もできるんですけども、これが2人ふえたとき、20とかと、原則6というのが7になるならないとか、その辺の線引きというのはやはり決めておく必要はあると思うんですよ。別にけんか売っているわけじゃないんですけども。済みません。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

それでは、どうですか。19人の場合には三六、十八、最後に7、調整、3日。これは延長覚悟、最初からわかっていると。延長可能と最初からわかっている議会というのは、逆に言うと市民の皆さんからするとなかなか理解できない部分があると思うんですよ。延長があるって何をするんだというようなところがあるかもしれないけれども、3日目についての19名の場合には3日をお願いをする、19名を過ぎた20名以降については4日とるということを原則決めておく。当然、6名という1つの大きなくくりがありますけれども、皆さん、そんなことでいかがでしょうかね。

○川畑副座長

よろしいでしょうか。皆さんの御意見が大体出尽くしているようでございます。大河委員。

○大河委員

私は市民の方のという、先ほど雨宮委員からありましたけど、逆に傍聴する市民というのは、質問事項は既に出ているわけですので、やっぱり関心がある内容の議員がいつするかという視点でも見ていると思いますので、そう考えると、時間がわかることがより大事なんじゃないかなというふうに思いますので、だれがいつごろするかということがわかるようにというような決め方をしていただきたいと思います。

○川畑副座長

ありがとうございました。林委員。

○林委員

先ほど私、原則6人でいいじゃないかと。それ以上は、状況に応じて議運と正・副議長で判断していけばいいじゃないかと申しあげましたけども、今、座長がそのように申した以上、それに異を唱えるつもりはございません。今後運用する中で、必要に応じてまた改善すべき点は改善していければいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。はい、小林委員。

○小林委員

私も同様意見で、やっぱり公表することが大事だと思いますので、6名、そして19名まで3日間、20名からは4日間、この方針で私は結構だと思います。

○川畑副座長

このテーマに対しての意見表明、決意表明はもう出ておりますが、改めて確認させていただきます。座長が先ほどこのテーマについて御意見を出されております。原則1日6名、19名に関しては3日目に入れ、20名以降は4日目を想定するという座長提案でよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。それでは、この4つのテーマは皆さんからの御意見も踏まえ、1番のテーマは、本会議場の時間原則決定はオーケーとする。常任委員会の時間原則はオーケーとする。現地調査に関しては現行どおり。一般質問の事前決定は、先ほど言いました6名を原則とし、19名の場合は3日目に入れるというふうに皆さんから御了承いただきました。これで決定させていただきますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。もう大分時間が過ぎております。次のテーマに移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、次のテーマ、本日の協議事項の2、請願・陳情者の提出説明についてを議題といたします。

この陳情・請願者の提出説明については、提出委員が複数に分かれます。40、41、42、44とございますが、まず、40、41の提案番号をされております共産党さんから提案理由の説明をお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

読んでいただければ文字づらどおりなんですけれども、実はこの40番については、何年前でしたか、議改協のときにも同じ内容で提案していて、そのときには合意ならず、現状どおりということになって、実態的には、これは少なくとも押印がないものについても委員会での数の報告はあるというふうに私は認識をしていますので、ぜひそういう方向で御

理解いただきたいということです。

それから、41番につきましても、前回の議改協のときにも提案をしましたがけれども、たしか、そのときは提出者が説明をする、受けることを原則とするみたいな表記だったと思いますけれども、今回はそれを少し変更いたしまして、あくまでも提出者から趣旨の説明、陳情の内容についての説明をしたい旨の希望の申し出があった場合には受けることができると。これもできる規定というふうにしました。

いずれにしても、明文化することによって、より担保性を強めるというのが提出の目的です。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。まず、共産党さんから提案が出されております40番に関して皆さんからの議論をお受けしたいと思っております。

陳情・請願に係る署名については、印・拇印がないものについては、当該委員会にその数を報告するという提案でございます。皆さんからこの提案についての雨宮委員に対する御質問がございましたら、挙手にてお願いいたします。林委員さん、お願いします。

○林委員

印、拇印がないものについて、これまでも陳情等の署名においてそのようなものがあつたというふうに理解していますけれども、逆質問みたいになります、なぜ今まで印、拇印があるものしか認めてこなかったというふうに御理解をされていますか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

厳密な意味で私が理解しているかないかということは、別にあるわけではないんですけれども、ただ、実態的に、例えば署名というのは常に印鑑を持っている人ばかりに求めるものじゃないじゃないですか。その場でちょっと行くような感じで説明して、やってくださいという場合もあるわけだし、だから、その倣いでいけば、中には拇印でこれをするのを嫌がる人もいるから、そういう意味で、実際に意思表示としての署名と、それをどういう意味で担保するというふうになるかよくわかりませんが、印鑑があるかないかを区別する必要はないというふうに考えています。

ただ、そうはいつでも、公式にという扱いであれば、やっぱり印鑑をそろえたものというふうに扱いながら、しかし、陳情や署名に賛成をするという意思表示の表明として数のみの報告にしたらどうかと思います。

○林委員

そうすると、その報告というのは、逆に、あくまで参考として求めたいという意味なんですかね。

○雨宮委員

参考と言っても構わないと思いますし、それは陳情なり請願を受け取るほうの、もっと言えば議員ですよね。議員の受けとめ方の問題かなというふうに私は思います。

○川畑副座長

ほかに雨宮委員の出された40番に対して御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、41番、陳情・請願について、提出者から趣旨説明を希望する申し出があったときは説明を受けることができる、これに関して、雨宮委員に質問……林委員、どうぞ。

○林委員

続けて申しわけないんですけども、きょうは雨宮委員に集中的に聞かせていただいているばかりなんですけども、他市の例を見ても同様の制度があるのは承知しています。それも徐々にふえている傾向にあるというのも十分承知した上でお尋ねしますけれども、地方自治法上の、これまた常任委員会の権限の中で、参考人から聴取する権限、それと調査する権限云々がありますよね。その辺との整理はどういうふうに考えておりますか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

参考人制度が調布の議会の中でも一応制度としては明文化されているというふうに私は理解をしていますけれども、ただ、実態としては、これがある特定の委員会なり常任委員会の中でなかなか合意に至らないまま今日来ているというのが現状だろうというふうに思うのです。例えば、一般の議案などについては、専門家の知見を聞くという意味での参考人というのはあるかもしれませんが、基本的には理事者側と議員、委員のやりとりで解決する内容だというふうに思っています。

ただ、陳情やら請願については、やっぱり提出者がどういう思いやどういう現状から出発して提出しているのかというのをまさに現場で知るといえるのかな、それはぜひとも必要だろうし、それから、最近の陳情等の審査状況を見ていると、例えば陳情の趣旨があつて、項目があつて、その内容についてのこれは一体どう理解したらいいのかとか、提出者はどういう趣旨でもってこれを出しているのかというやりとりが委員会の現場では結構あるよ

うに私は感じているんですよね。だから、そういう問題も直接当事者との間で問題を解決
というか、理解を深め合っていくという意味で、こういう規定をつくる必要があるんじや
ないかなと思っているんです。

ただ、その場合でも、あくまでも希望があった場合に限るというふうにしておいたほう
が運用上もいいのではないかなというふうに思いましたので、申し出のあったときは受け
ることができるというふうにいたしました。

○林委員

他の地方自治体の例でも希望する場合は云々というのが多いように見受けられますけれ
ども、この制度を導入することについての可否の問題は置いておいて、これを仮に導入す
ると、一方で議会改革の中で、今、委員会の中の議論を活性化していこうという議論がま
たあるわけじゃないですか。その常任委員会としての陳情とか請願の調査権を持っておき
ながら、一方で新しいこういう制度をつくるというのは、考え方によっては矛盾している
というふうに思うんですけど、その辺についてはいかがですか。

○雨宮委員

私は矛盾なんて全然思っていないんですけどね。というのは、今はまさに言われた議員同士
の議論を活発化する上でも、特に陳情、請願に特化して言えば、提出者の心情を十分に知
った上で、それこそ議員同士、委員同士の活発な対角討論がある意味では保証される要因
になるんじゃないかというふうに私は思っています。

○林委員

では、最後にしますけど、雨宮委員のおっしゃるのも十分わかりますし、確かにこうい
うモードを導入していくというのも背景は十分わかります。わかった上で、ただ、地方自
治法上、常任委員会という中の権限がしっかり明記されているにもかかわらず、地方自治
法の法の目的を今の委員会の中でまだまだ出し切れていないという状況の中で、本来、常
任委員会の中で委員会の審査権、調査権をもっと活用しなきゃいけないという議論を一方
で深めていかなきゃいけないんじゃないかということで、あえて伺わせていただきました。

以上です。

○雨宮委員

反論ではありません。今のおっしゃったことはまさにそのとおりで、ただ、さっきの繰
り返しになっちゃいますけれども、陳情、請願については、やっぱりより担保性を高める
という意味合いを改めて追加的に発言します。

○川畑副座長

小林委員。

○小林委員

今、現行というか、現状というか、陳情者が御説明を各会派にしている現実があります。私ども30分なりお話を聞いておりますけれども、本当にこの陳情なりを通していこうという思いがそこで感じられます。

ただ、委員会の中で、本当にその方々の思いがそれだけ担保できるのかという時間的なものですよね。その辺のところ、今の現状の中で、私はお聞きすることは可能だと思いますので、この委員会の中で本当にそれだけの時間がとれるかなという、クエスチョンというか、その辺がちょっとあったんで、お聞きしたんですが、今の現状では不都合なことがありますでしょうか。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

不都合というか、やっぱり公式の場で記録に残すという面が大きいと私は思うんですよ。当事者の主張というか思いというか、それは1つ大きな要素としてあると思っています。

もちろん、実際に具体的な委員会運営の中で、この説明を受けるなりなんなりをどう扱うかというのは、それこそ議運であったり、それぞれ常任委員会の正・副委員長であったり、裁量に係る問題でいいんじゃないか。あるいは委員同士での合議によって、つまり、物理的に時間はどのぐらいとるかという意味ですよ。それは運用上、いかにもできるんじゃないかと私は思っています。

○小林委員

文言に残したいという部分はわかりましたけれども、現実、私ども1名だけじゃなくて、相手方、数名の陳情者が来られて、お一方ずつお話を承っているのが現実だと思うのです。本当に通したいという思いが。でも、現実、委員会の中でそういう方々が本当に思いが——文言だけ残したいというのなら、変な話、お題目だけになっちゃうわけですよ。そのところで、やはり物理的になかなか難しいかなという現実的なお話をさせていただいているんですが、ほかの市のものも見ても、休憩時間にやるとか限られた時間でとなると、その辺のところもう少し研究が必要かなというふうに思いました。

以上です。

○雨宮委員

御意見として伺っておきます。実際の運用については、私もいろいろ技術的な部分も含めてもっと研究する必要性はわかります。ただ、少なくともそういうベクトルを持って事に臨むか臨まないかというのは随分違いますから、そういう意味での改めての問題提起と

いうふうに理解してください。

○川畑副座長

ほかに雨宮委員に対して。高橋委員。

○高橋委員

これも今、とりあえず質問の段階ということでお聞きしたいんですけども、御趣旨の部分で、提出者の思いが伝わるか伝わらないかという部分については、いろいろな例で理事者側と委員側での質疑について、提出者が自分の思いと違う表現がされているみたいな話も伺ったことがありますし、今お話に出ているように、各議会でそういう事例を受け入れている、取り組んでいるという理解もしているんですけど、これについては基本的には説明をするだけであって、例えば委員からの質問を受けるとか受けないとか、そういった部分についての規則的な考え方はどんなふうにお持ちなのかだけ教えていただきたいんです。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

私自身としては、もちろん委員のほうからの質問も受けるというスタンスでいます。そうでないと、説明は受けたけど、この部分についてはどうなんだろうという疑問が解消されないまま審議に入っていくても、実態的には余り意味がないんじゃないかなというふうに思っていますので。そうはいつでも、それは無制限という話じゃないですけどね。一定のルールは必要かなというふうに思いますけど。

○高橋委員

そうになっていった場合に、今おっしゃったように時間的な問題であるとかルールというものも議論が必要になってくるでしょうし、それともう1つ、当然のごとく、正・副委員長の議事進行の運営の考え方みたいな部分もあると思うんですが、その辺のいわゆるガイドラインみたいな部分の取り決めというか協議というのが割と慎重を要するのかなという感じはいたします。これは意見として結構です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、42番で提案されております元気派市民の会さん、お願いします。大河委員。

○大河委員

私も共産党の雨宮委員さんとほぼ同様ですが、考え方として、やはり今、直接民主主義という話があります。議会への市民参加の一番わかりやすい例だと思います。

今、陳情とか請願とか、そういった言葉そのものも見直すべきじゃないか、市民からの政策提案というふうな意味合いを持った言い回しをすべきではないかというふうに言われている中ですので、大変困っているという以外にも、やはりこういう時代なのでこういうことを考えてもらいたいという政策提案というふうなとらえ方もしております。

したがいまして、当然、その書かれた趣旨だけじゃなく、そこに含まれた意味も全員が聞くことで情報を共有し、そして、よりよい審議内容をし、結果を導くためにも大事なツールではないかというふうに考えております。

したがいまして、先ほどもやりとりがありましたように、単に説明を聞くだけではなく、多少の質疑、応答の一定の時間の制限はあると思いますが、そういったものを設けてやるというふうに考えております。ぜひこれは進めていきたいというふうに考えております。

○川畑副座長

ありがとうございます。42番、請願・陳情者の提案理由について、提出者に直接聞く場を設けることということで出されております。大河委員に対して質疑、御意見ございましたら、挙手にてお願いいたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、後ほど全体的な討議がございます。

提案番号44番、ドゥマンジュ委員、お願いします。

○ドゥマンジュ委員

私もやはり今の形では請願、陳情された方たちの思いを十分に聞くことができない形になっていると思います。その方たちが言いたいことを議員は理事者に質問しなければならない。それを聞いていて、陳情を出された方たちが、いや、そういう思いではないのにと思われること、そういうことがあっても当然だと思います。

それで、やはり私は説明をする機会を設けるということで、市民の方たちがそういう説明をしたいということももちろんですけども、議員の中でもやはりこれは当事者の声をしっかりと聞きたいということも出てくると思いますので、委員会の中でもやはりこれは聞きたいねというときにも聞けるような、双方向での聞く機会があったほうがいいのではないかと思います。

最初の説明ももちろんですけども、やはり今、いろいろ御意見が出ていますように、これは聞きたいというときにはその質問もできるように、もう少し進んでいけば、反対に、

外国ではやられているように市民からも議員側に質問するということはあってもいいのではないかなとも思います。そのいろいろなルールについては、本当にいろいろと考えていかなければならないと思いますけれども、やはり市民から出てきた政策というものも議会にとっては本当に大事な政策提案の1つのものだと思います。

多摩市でも陳情、請願という言葉はお願いするということで、それはなくしたいということで、市民の政策提案という形にしたいということでいろいろやられていたみたいですが、やはり自治法上、なくすわけにはいかないということで、その3つを同時に市民からの政策提案という形でやっているというふうに聞いています。ぜひ調布でもそのように進めていければと思っております。

○川畑副座長

44番の提案番号でございますが、陳情、請願の提出者が説明をする機会を設けるという提案でございました。まずは、ドゥマンジュ委員さんに対して皆さんからの御質問ございましたら、挙手にてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、40番、41番、42番、44番について全体的に皆さんからの御議論をお願いしたいと思っております。まず、40番の「陳情・請願に係る署名については、印・拇印がないものについては、当該委員会にその数を報告する」と。この40番について皆さんからの御意見ございましたら、お受けしたいと思えます。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、あと皆さん方から出されている部分、若干ニュアンスが違うようでございますけれども、総体的に皆さんに御議論をしていただければなと思っておりますが、先ほど雨宮委員に質問された部分と同じ質問を大河委員、ドゥマンジュ委員にされても構いませんし、どういう趣旨なのか、どういう方向性を持っているのか聞きたいというのであれば、この場で皆さんから御議論していただければと思っております。――ありませんか。はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

それぞれ議論が煮詰まってきたようでございまして、このことについて1点だけ、方向性は最終的にどのような提案をするかは別として、雨宮委員に少しお聞きをしたいと思うのは、受けることができる表現に変えたというような御説明でありました。受けることができるということは、受けなくてもいい場合もあるというふうにも考えられる。この場合、

どのような想定をされて受けることができるというような表現にされたのかどうか、このことを。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

私の趣旨は、基本は申し出があった場合は受けるという立場なんですけど、ただ、こういう表現をとったことは、例えば陳情者、提出者と正・副委員長が事前に説明を聞くみたいな場があるかもしれないし、いろんな場が想定できると思うんですよね。その場合に、提出者側は何かお願いできないだろうかということが仮にあったとしても、それは聞くに及ばないということが出てくるかもしれない。あくまでもこれは仮定の話ですけど。それに対応できるようにという意味合いで、こういう表現にしました。

○伊藤座長

その辺は本来きちっと決めておかないと、どこが聞かなくていい、いいのかどうかの境がそれぞれの委員長さんによって、もしくはそれぞれの委員さんによっても見解が分かれる。これではやはり陳情、請願を出された方の意思は成就されないというふうにも思っています。

そこで、私のほうから方向性、これからどんな感じで議論をしていただきたいかなということをお示しするのであれば、まず、現在のことを確認しておきたいんですが、請願、陳情については印、もしくは印のないもの、もしくは拇印のものも含めて、当該委員会にそれぞれ報告がされているということは現実あると思うんですね。

もう1つは、委員会として、自治法上でありますけれども、参考人として出席を求めることができるという、このことは当然明記をされているわけでありまして、あえてそれぞれの議会でそれを決めるというまでのものではないというのは解釈ができるんじゃないかなというふうにも思います。

そこで、私のほうから若干最終的な案に近いものとしてお受け取りをいただきたいと思うわけでありまして、陳情、請願における印もしくは拇印のない数の報告、これは必ずするというのもう一度申し合わせる、このことを確認しておきたい。

もう1つのお願いは、委員会は必要に応じて参考人として出席を求めることができる、このことから提出者の説明が必要かどうかの判断を必ず委員会ですするという、このことをしておけば、この陳情は提出者の意見を聞かなくてもいい、この陳情は提出者の意思を聞くというような考え方がさまざまではなく、委員会での合意を得て、そして方向性が定まるということにもつながっていくのかどうかという、このことを御議論いただければあ

りがたいなと思います。

以上です。

○川畑副座長

今、議長から議長提案という部分で出されました。議長提案に対して皆さんの御意見……大河委員。

○大河委員

私が提案しました意図は、市民と議会との関係の中で、議会への市民参加の1つとして、いずれはこれから検討していく議会基本条例の中に、やはりそういう意見を聞く場を設ける必要性をうたっていくべきだというふうに考えているところに立っております。

したがって、それは議会が必要に応じてというよりも、出す人の権利を保障するという意味合いも強く持っている提案です。ただ、委員会は曜日が普通の日に開かれておりますから、どうしても委員会というのは日程が決まっていますので、提案者がそれに出られるかどうかということがあるので、それはその人が書面にプラス、委員会でしたいし、私たちも聞きたいという両方の意味があるので、委員会で判断するということはもちろんあると思いますが、提出者側がそれをしたいという意思、そういったことを示した場合はそれを受け入れるというもう1つ一考を、もし提案するのであればぜひ入れていただきたいというふうに私は思います。

○川畑副座長

ほかにございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

これもあくまでも参考的な発言になると思いますけども、かつてというか、今、申し合わせになっていますけれども、陳情を受託するかどうか、受けるかどうかのルールづくりをやりましたよね。だから、あれが1つ、この場合でも参考になるのかなというふうに私はちょっと思っています。具体的にここがこうだという話じゃないんだけど。

○川畑副座長

御意見で。ほかに。小林委員。

○小林委員

今の議長提案、参考人として委員会で決めていくというような、そういうお話だったように思ったんですが、要するに、提出者の希望があれば、委員会で参考人として皆さんが求めれば、参考人として来ていただきましょうという考え方でよろしいのでしょうか。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

やはり今の御意見等を聞いていますと、それぞれ委員会に入る前に、小林委員さんの先ほどの発言の中にありましたけれども、例えばそれぞれの会派で意見を聞く、このことも大事なプロセスだろうと私は思っています。

ですから、そういうところで聞いた後に、委員会で改めて聞くことが果たして手順の中でいいんだろうかというお話も多分いただけるんじゃないかという前提で、この中身については提出者から意見を聞きますかということをお諮りし、委員さんの総数があらかわせた場合には聞くというようなことを、これは今までの再確認のようなものなんですけれども、今までも参考人として出席を求めることはできるわけですから、委員からそういう意見が出た場合には諮って、最終的には聞くんだというようなこと、何ら今までと変わらないということだというふうに理解していただければいいんじゃないかなと思いますね。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

先ほどの意見のまとめというか、繰り返しになるのかもしれませんが、あくまで私は議会は委員会が基本だというふうに思っています。まず、今現状の委員会がどうあるべきか、どうしていくべきかということを議論して、まずやってみる。その上で、例えば先ほど雨宮委員が言われたような、また元気派さんもネットさんも同様の趣旨のことを言われていますけれども、そういうものがそれにプラスして必要だという考えにおおむね一致したら、そういう補助的な制度としてそういうことを導入していくことを検討していけばいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○伊藤座長

ということは、現状でいいということですね。

○林委員長

決して、否定して物事を申し上げているつもりはないです。他市の事例の研究はいろいろさせていただいています。それがうまくいっているところ、なかなかうまくいっていないところ、時間を決めて質疑を設けているところ、設けていないところ、いろいろなところがあるのは調べています。ただ、あくまで委員会が基本であるということ。

今、うちの委員会が持っている権限を果たして 100%活用できているかということから含めて議論して、まずそこから実践していくということが基本ではないかというふうに思っておりますので、まとめますと、まず現状でやってみる、並行して調査研究は進めてい

くということによろしいのかなと思っています。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私は、この議会改革は市民にわかりやすいということが目的の1つだったと思います。まず、市民にわかりやすいためには、やはり市民の声を聞くということも同様に重きを持ってあることだと思っています。

そうなる、やはりこの委員会の中で、市民の意見を委員会が聞くかどうか決めるのではなくて、市民の権利として、委員会の中で自分の思いを言えるということをしっかり確保しておくことが、この調布の議会が市民の意見をしっかりと聞きますよという態度を示すことでもあると思うんです。

それなので、現状ではなく、やはり私は聞く機会を設け、市民の方がしたいという意思があるときには必ずやるということと、また委員会でも聞きたいと思うときにはそういう場を設けるということによって変えていきたいと思っています。

以上です。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

今、皆さんの意見も伺っていて、先ほども質問という形で申し上げたんですけども、基本的には、今お話に出ているように、現状で必要がある場合はという委員会の判断、議会側の判断ということなんだと思うんですけども、やはりもともとの趣旨に立ち返って、より開かれた議会、より市民にわかりやすい議会にということにどうしても戻ると、御提案のあった趣旨の説明を希望があったものについては受けるという形の方向で、ただし、先ほどの質問でも申し上げましたように、ある程度もう一度ルールとかガイドラインというものをきちっと協議する必要があるなというふうには感じますが、趣旨として、その方向として、陳情者、請願者からの意見を聞く場を希望があった場合は設けるという形の方向でぜひ進めていただきたいなというふうに私の意見として申し上げておきます。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。はい、座長、お願いいたします。

○伊藤座長

意見は出尽くしていますが、もう1つ確認をさせていただきたいのは、例えば請願の場合には紹介議員がつくわけですね。その紹介議員の立場で、例えば何らかの説明を求める

とかというようなことも1つの考え方として、皆さんの意見を担保させてくれというような御意見をしているところはどういうふうを考えていらっしゃるでしょうかね。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

私の提案では、陳情、請願という調布の議会の例に倣って一くくりにしていますけれども、実際の運用に当たっては、陳情と請願の取り扱いというか、要するに説明の問題で若干違ってくる部分もあるのかなという気がします。

というのは、請願の場合は、さっき話があったように紹介議員がつきますよね。紹介議員が請願提出者の意向を代弁するということもできなくはないかなと。ただ、それでも、なおかつ提出者が説明をし、訴えたいんだということであれば、それはそれで受け入れればいいということだと思います。

○川畑副座長

それでは、元気派さん。

○大河委員

調布の場合は違いますけど、よそは請願だと必ずそれが議会に付託されたりとか、取り扱いに違いがありますが、調布は同一にしているという例があるので、それはほかの議会より進んでいるというふうに認識しております。

ただ、紹介議員があっても、議員の立場で言うのと、それを切実に求めている市民の立場では、やはりそれを求めている部分の主張にはそれぞれ思いがあるわけですので、私はどちらにおいても、それを求めた場合、その場を保証していくということが重要ではないかと思います。

それと、これまでさまざまなことを議論し、もう少し調べて再度という話があったように、方向性として、そうはいつでも、そのことはこれからの議会に保障していく内容だというふうなことの確認ができれば、どういうふうなありようで進めていくかということを経験の面も含めて詳細に検討していくこと。そのことについてはやる方向なのかどうかという、やはりせめてその確認はしていただければありがたいというふうに思います。

○川畑副座長

はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

請願の場合は紹介議員がいるということで、それも同じだと思うんですね。やはり理事者の立場で質問に答えるのと、紹介議員は責任を持って紹介するというので、またその

立場とは違うと思いますが、請願を上げた市民の方の本当に切実な思い、その気持ちをしっかりと聞くためには当事者の声を聞くということが重要だと思います。

今いろいろ参考人の話も出ましたけれども、私もまた新たにこの仕組みも参考人ということもあり、また公聴会というのもありますし、いろいろなやり方はあると思いますけれども、その中で、まずは限られた委員会の時間の中でどういうことがスピーディーにやれるのかということも重要だと思いますので、その中でまたルールをいろいろ考えていくことが必要だと思います。まずはやるという方向で私も考えていければと思います。

以上です。

○川畑副座長

御意見は出尽くしたようでございます。じゃ、座長、お願いします。

○伊藤座長

きょうのところはこの提案は見送りたいと、結論から申し上げます。

それと、先ほど大河委員からお話が出ましたが、私ども調布市議会におきましては陳情、そして請願、すべて委員会に付託をしているという、この現状というものは、議会によってはどうか、調べるところによると、陳情は委員会に付託をせず、それぞれ会派に配付をするという、このことで陳情を扱っている議会が多いようであります。我が市議会といたしましては、以前から陳情についても請願についても委員会に付託をし、それぞれ審査を受けている、それぞれの委員さんからの議論もしていただいている、このことがまずあるということは認識を1つにしておいてほしいなというふうに思います。

そして、私どものお願いは、最終的に案としてお出しをしますが、次回以降、なるべく早い段階でお出しをするということ。そして、このことについては以上のようにしますけれども、前回も保留になっている部分につきましても最終的な意見交換を多少させていただきませんが、私どもの案としてお出しをする時期ももう近づいてきているというふうに認識をしておいていただきたいというふうに思います。

私から現段階では以上ですね。

○川畑副座長

ありがとうございました。

皆様の御議論によりまして、本日の会議も時間が残り少なくなってまいりました。つきましては、今回、8項目出ささせていただきましたが、残った協議検討事項につきましては次回の代表者会議で協議いただくこととしたいと思っております。御了承をお願いいたします。

それでは、次に日程の3、その他に入ります。代表者会議の日程についてであります、

次回第7回以降の日程につきまして確認したいと思います。第7回代表者会議は、2月3日金曜日午後2時から全員協議会室で開催したいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、前回の代表者会議で傍聴者の方からいただいているアンケートにつきまして御意見がございましたら、皆さんからお伺いしたいと思います。はい、大河委員。

○大河委員

私は何回かアンケートに関しては意見を申し上げてきたつもりであります。車いす対応について、今回座長のほうで提案いただいた内容についても、傍聴された方が当事者ということもありまして、そこで介助する人のことも配慮してほしいということをしぐ取り入れていただいて、そのことを反映していただいたというふうに思っておりますので、アンケートはそういう面でも大変有効になっているのではないかとこのように思います。

やはり聞くわけですので、そういう項目の中で、きょうのでもそうですけれども、ぜひ私たち自身が進め方やいろんなやり方についてももう少し事前にし、やっていくという点を傍聴している方も感じていらっしゃるようです。

ですので、これを読んでの感想であります、月2回ということがいいのか、それともいろいろ提案する事項をやはり勉強会をすとか調べたりすることを見える形でしながらやっていくほうが、むしろ早くいろんなことが決まる場合もあるのではないかなということも含め、検討の進め方についても一工夫していく必要があるのではないかとこのように私自身考えているところであります。

きょうはお天気の悪い中、障害を持った方も御足労いただいたりして、関心を持っていらっしゃる方がいるということですので、より開かれた、市民も参加できる、身近に感じる議会として機能するようにこれからもこういうものを受けとめながらやっていきたいと思っております。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

毎回ここに足を運んでいただいて、アンケートも出していただいて、市民の方には本当に関心を持って注目をしていただいていると思っております。

前回のとき、前々回でしたか、このアンケートはいろいろな意見が出されていますので、カテゴリーというか、どういう意見が出ているのかということ全員で共有するためにも、そろそろ意見をちょっと取りまとめていくというようなことを提案したときに、座長のほうからはそれも検討していくということもお返事をいただいていたけれども、またち

よっとそういうことも考えながら、今、学習会というようなことも、研修会のことも出ましたけれども、ぜひ全体で学習会をして、今、議会改革のいろいろな意見が出た中で、自由に皆さんで話ができきているというような雰囲気がだんだんできてきていますので、そうした中で、ほかの議員も交えての研修会をこの辺で行っていくのもいいのかなと思います。

また、そういうときにも市民の方も職員の方ももし入るんでしたら、そういうところも傍聴していただけるというような議会にしていければと思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

今、お二方の発言に加えてという形になろうかと思えますけれども、先ほどの議論の中にも傍聴者の方の疑問というか、意見的なものをちょっと採用させていただきましたけれども、なかなか手厳しい指摘も毎回毎回ありますので、我々、ここの代表者会議の委員としてもこれを今後の議論の中にいろんな形で反映させるというか、必要だなということは痛感いたしております。

それと、今お2人からも出ましたけども、学習会というのか研修会というのか、これについてもおおむねの意向は大体まとまっているというふうに私は認識をしているんですけども、具体的にどんな形でいつということについて、次に座長提案もあるようですから、ぜひその際には具体的な形のを座長さんのほうから示していただければ非常にありがたいかなというふうに思っております。

以上でございます。

○川畑副座長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、最後に、座長のほうからお願いします。

○伊藤座長

きょうも大変長時間にわたりまして、御苦労さまでございました。

私から1点、皆様方に若干の時間をお願いし、その中でそれぞれの会派で御協議をいただきたいことをここで御提案させていただきます。

それぞれの委員さんから今出たからこのことを発言するのではなくて、最初、最後にこ

の話をしよう、お願いをしようということで計画をしていた内容であります。今、1月もそろそろ末を迎え、あっという間に1月が終わろうとしております。2月に入りますと、予算内示もしくは基本構想の説明を含めて、第1回定例議会の準備に入りますので、大変お忙しい中とは思いますが、全議員を対象とした議会改革に関する勉強会もしくは講習会、講演会を実施したい、このように思っています。

これはあくまでも新年度に入ってからという予定ではありますが、それぞれの各会派のこのことについての考え方を私なりに理解したいと思っておりますので、2月末日までにそれぞれどのような内容、どのような講師、どのような時期、こうしたものを具体的にぜひおまとめいただき、私どもに御提出をいただきたいと思っております。

それぞれの会派の中では御議論を十分にさせていただいて、最終的にそれがすべて採用できるとは限りませんが、ぜひ会派間の交流を含めて、同じような内容であれば〇〇会派、〇〇会派は1つだ、これだというようなことでも構いませんが、ぜひそんなことを私どもで御提案するに当たっての材料としてほしいということをお願いしておきたいと思っております。

私からは以上です。

○川畑副座長

よろしく願いいたします。

それでは、本日の予定しました日程はすべて終了いたしました。これにて代表者会議を終了いたします。長い間お疲れさまでございました。

なお、傍聴の皆様には、感想などがございましたら、配付してあります用紙に記入の上、事務局に提出をしていただければと思います。お疲れさまでございました。

午後3時57分 散会